

障害者サポーター養成事業の概要①

秋田県 障害福祉課

障害者サポーターとは？

障害のある方に対して、できる範囲で配慮や手助けを行うサポーターです。

次のような知識・心構えが求められます。

- 障害に関する基本的な知識
- 障害を理由とする差別をなくす心がけ
- 障害等の特性・合理的配慮の理解

ちょっとしたサポートを行う意欲がある方であれば、どなたでもなることができます。

障害者サポーターになるには？

市町村・団体が行う「障害者サポーター養成講座」の受講が必要です。

養成講座修了者には、「秋田県障害者サポーター」であることを証して、県から缶バッジを配付します。



事業スキーム

実施主体(市町村、団体等)

- 講座の企画、開催日等・会場の決定
- 講師として講義の実施
- 講座開催の周知
- 参加者募集・とりまとめ

①実施計画書提出
(講師派遣依頼)

③実施実績報告
(参加者数など)

②缶バッジ・資料送付
(講師派遣決定)

県(障害福祉課)

- 養成講座の講師育成
- 講座資料の作成・提供、缶バッジ配布
- 「障害者サポーター養成講座」のPR
- 派遣講師の調整(必要に応じて)
- 参加者数・開催実績のとりまとめ

障害者サポーター養成事業の概要②

秋田県障害福祉課

秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例(H31～)

- 障害を理由とする差別の解消・共生社会（障害の有無に関わらず活躍できる社会）の実現のため秋田県で制定
- 差別の解消に関する基本的施策の一つとして、「障害に関する県民の普及啓発事業」を策定⇒サポーター育成事業はこれに該当

①障害者サポーター養成講座

○市町村、団体等が実施主体となり、講座を企画・実施します。

- ・講義資料、テキスト等は県が配布します。
- ・講師派遣が必要な場合は、県が講師を派遣します。

講座内容(60分程度)

- ・障害者サポーターとは？
- ・秋田県障害者差別解消推進条例の概要
- ・合理的配慮の提供について
- ・さまざまな障害に関する理解・配慮

【県スライド資料】



【県ハンドブック】



②「障害者サポーター養成講座」講師育成研修

○県が主催となり、障害者サポーター養成講座の講師を務める方を育成する研修を開催します。

○対象者：市町村、障害者団体、各地域振興局福祉健康部 等

講師の役割等

- ①研修修了者を講師として登録します。
- ②団体等から講師派遣依頼があった場合、講師として、**講義の実施をお願いします。**

👉障害者サポーター養成講座・開催のPOINT

- ①他の行事と共同開催でも構いません。
- ②他の自治体、団体と共同開催も可能です。

（開催例）

- ・PTA、町内会、民生委員などの講座、勉強会として
- ・ボランティア養成、事業所等の職員向け研修として …等